（様式１）

　令和６年　　月　　日

参　加　表　明　書

（宛先）静岡市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （提出者） | 住所 |  |  |
|  | 商号又は名称 |  |  |
|  | 代表者氏名 |  |

　下記業務の企画提案による選定に参加したいので、企画提案書を提出します。

　なお、地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　業務名　令和６年度　経海Ｂ委第８号

清水港貝島地区土地利活用手法調査業務

２　参加資格

次に掲げる条件をすべて満足している単体企業又は設計共同体であること。

設計共同体の場合、⑴⑹⑺⑻⑼については構成員すべてが、⑵⑶⑷⑸については設計共同体として要件を満たしていること。

1. 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること｡
2. 静岡市における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
3. 建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」および「港湾及び空港部門」の登録を受けていること。
4. 以下に示す、同種業務について、過去５年以内に完了した実績を有すること。

・　同種業務：臨港地区内の土地利用計画やそれに類するものの策定業務

1. 以下に示す、アを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

また、管理技術者は担当技術者を兼ねることができるが、この場合、「予定技術者の技術力と実施体制」の評価は、管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

ア　技術士〈建設部門「都市及び地方計画」又は建設部門「港湾及び空港」〉の資格を有する者

1. 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成31年４月１日）に基づく入札参加停止を受けていないこと｡
2. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと､又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき､再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと｡
3. 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。
4. 参加表明書の提出期限までに上記条件にかかる資格登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

３　担当者連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 部署・職名 |  |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 電子メール |  | | |

（様式２－１）

**令和６年度　経海Ｂ委第８号　清水港貝島地区土地利活用手法調査業務**

**設計共同体協定書（例）**

（目的）

第１条　当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

　一　令和６年度　経海Ｂ委第８号　清水港貝島地区土地利活用手法調査業務（当該業務内容の変更に伴う業務含む。以下「本業務」という。）

　二　前号に附帯する業務

　（名称）

第２条　当該設計共同体は、令和６年度　経海Ｂ委第８号　清水港貝島地区土地利活用手法調査業務設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を○○市○○区○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、○年○月○日に成立し、本業務の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

２　本業務を請け負うことができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

　○○県○○市○○町○○番地　○○株式会社

　○○県○○市○○町○○番地　○○株式会社

　（代表者の名称）

第６条　当共同体は、○○株式会社を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表として、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合、その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

　（分担業務）

第８条　各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　○○の○○業務　○○株式会社

　　○○の○○業務　○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

　（運営委員会）

第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第13条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

　（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　当共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社他○社は、上記のとおり令和６年度　経海Ｂ委第８号　清水港貝島地区土地利活用手法調査業務設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　○月　○日

|  |
| --- |
| 住所　　○○○○ |
| 商号又は名称　　○○ |
| 代表者氏名　　○○　○○　　　　　印 |
|  |
| 住所　　○○○○ |
| 商号又は名称　　○○ |
| 代表者氏名　　○○　○○　　　　　印 |
|  |

（様式２－２）

契約時提出

**令和６年度　経海Ｂ委第８号　清水港貝島地区土地利活用手法調査業務設計共同体**

**協定書第８条第２項に基づく協定書（例）**

静岡市発注に係る令和６年度　経海Ｂ委第８号　清水港貝島地区土地利活用手法調査業務については、令和６年度　経海Ｂ委第８号　清水港貝島地区土地利活用手法調査業務設計共同体協定書第８条第２項の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

　　　　　　　○○の○○業務　○○株式会社　　○○円

　　　　　　　○○の○○業務　○○株式会社　　○○円

○○株式会社他○社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　　年　　月　　日

○○設計共同体

|  |
| --- |
| 住所　　○○○○ |
| 商号又は名称　　○○ |
| 代表者氏名　　○○　○○　　　　　印 |
|  |
| 住所　　○○○○ |
| 商号又は名称　　○○ |
| 代表者氏名　　○○　○○　　　　　印 |

（様式３）

**企　画　提　案　書**

１．業務の名称　　令和６年度　経海Ｂ委第８号

清水港貝島地区土地利活用手法調査業務

２．履行期限　　令和７年３月24日

　　標記業務について、下記のとおり、企画提案書を提出します。

・業務実施体制（様式４）

・業務実施方針、着眼点・取り組み姿勢、調査の企画設計（様式５）

・工程表（様式６）

　　　　　　　　　令和６年　　月　　日

　（宛先）静岡市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出者 | 住所 |  |
|  | 電話番号 |  |
|  | 会社名 |  |
|  | 代表者 | 役職名　氏名 |
|  |  |  |
| 作成者 | 担当部署 |  |
|  | 氏名 |  |
|  | TEL |  |
|  | FAX |  |
|  | E-Mail |  |

（様式４）

・業務実施体制

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分担名 | 管理技術者  担当技術者１  ・・・ | | 担当する  業務分野 | |  | |
|  |  | | 生年月日 | |  | |
| 所属・役職 |  | | 当該部門  従事期間 | |  | |
| 保有技術者資格（資格の種類、部門、取得年月日） | | | | | | |
| 学歴・職歴・業務経歴　等 | | | | | | |
| 同種業務の実績（業務概要、発注機関、履行期間）  ※企画提案書作成要領５.（４）に該当する同種業務の実績があれば記載する。  ①臨港地区内の土地利用計画の策定に関する業務  ②①に類するものの策定に関する業務 | | | | | | |
| 手持ち業務の状況（令和６年　月　日現在） | | | | | | |
| 業務名 | | 業務概要 | | 発注機関 | | 履行期間 |
| ※契約金額も記載する | |  | |  | |  |

（注１）担当技術者ごとに作成すること。

（注２）配置予定の技術者のみ作成すること。

（注３）管理技術者には、要件を満たす者を配置すること。

（注４）「企画提案書作成要領」5（5）の要件が確認できるものを添付すること。

（様式５）

・業務実施方針、着眼点・取り組み姿勢、業務の企画設計

（合計Ａ４縦片面４枚（またはＡ３横片面２枚）以内で記述して下さい。）

|  |
| --- |
| １　業務実施方針（簡潔に記述して下さい。）  ２　業務の着眼点・取り組み姿勢など  テーマ①　実現性のある土地利活用の方向性の立案に向けた調査項目・方法や調査時の留意点を記述してください。  テーマ②　土壌汚染リスクを抽出する上での着眼点、並びにリスクへの対応方針整理にあたっての留意点を記述してください。  ３　業務の企画設計（フロー図等で分かりやすく記述して下さい。） |

（様式６）

・工程表（A4横片面1枚で作成してください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工程表（今回の業務の工程を簡潔に記入してください。） | | | | | | | | | | | | |
| 検討項目 | 業　務　工　程 | | | | | | | | | | | |
| ５月 | ６月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（様式７）

令和６年　月　日

（宛先）静岡市長

**質　　問　　書**

「令和６年度　経海Ｂ委第８号　清水港貝島地区土地利活用手法調査業務」について、次のとおり質問します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問番号 | 公募資料該当箇所  項目　等 | 質　問　内　容 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |

【連絡先】

○○株式会社

TEL　：

FAX　：

Mail ：

担当者：